

適切な疼痛治療へのアクセスに関するWMA決議

2011年10月、ウルグアイ、モンテビデオにおける第62回WMA総会で採択

序文

1. 世界においては、癌その他の疾患を持つ何千万という人々が、十分な治療を受けられないため、中等度から重度の疼痛に悩まされている。このような人々は、死にいたるまで何か月もの間、深刻な苦痛に苛まれ、その多くは殆ど予防することが可能で、治療できるはずの不必要な厳しい痛みで苦しみながら亡くなっていく。特に、子供や知的障害者あるいは意識障害者など、痛みを十分に表現できない人たちは、十分な疼痛治療を受けられない可能性がある。
2. 不適切な疼痛治療がもたらす間接的な影響を知ることは重要である。たとえば、経済的な悪影響の他に、疼痛に対して何も処置をしないことによる各個人の苦痛などがある。
3. ほとんどの場合、痛みは、安価で比較的簡単な治療により解消したり軽減でき、それにより、患者の生活の質（QOL）が劇的に改善される。
4. ただ、特定の疼痛は治療が困難で、たとえば、多くの専門分野の専門家から構成されるチームによる複雑なテクニックを要するものもある。時により、特に厳しい慢性疼痛などの場合は、生物学的要因より精神的および感情的な要因がより重要となる。
5. また、疼痛や他の症状を評価したり処置する医療従事者への教育が不十分であることや、関係国の厳しい法規（たとえば、疼痛治療にオピオイド鎮痛薬を使用することを厳しく制限している法律など）は、2つの疼痛治療に対する認知不足の大きな原因となっている。

原則

6. 各種医療基準およびガイドラインや国際法により規定されているように、すべての人々が差別なく疼痛治療を受ける権利は尊重され、効果的に行使されなければならない。
7. 医師や医療従事者は、疼痛に苦しんでいる患者に対して、正しい臨床的評価を行い、そのような症状に対して、オピオイド鎮痛薬の処方といった適切な処置を施す倫理的義務がある。このことは、子供や、痛みを正しく表現できない患者などに対しても言えることである。
8. 臨床実習の講義や事例検証なども含む疼痛管理の方法も、医師や医療従事者の必修課程や生涯学習プログラムに含まれる必要がある。そのような教育には、薬理的および非薬理的の両面から、疼痛に対する効果的な科学的根拠に基づいた治療が含まれ

る必要がある。オピオイド療法の教育には治療の有効性とリスクについての説明が含まれていなければならない。オピオイド療法に関する安全面に関しては、その療法の副作用を軽減しながら、十分な量の鎮痛薬が投与できることを強調する必要がある。また、医師や医療関係者の訓練には、子供や認知障害者、そして、知的障害者など、痛みを正しく表現できない患者の「痛み」をどのように認識するかについての訓練も含まれるべきである。

9. 政府は、痛みや苦しみの緩和のために、オピオイドを含む規制医薬品が十分に提供されるよう確保しなければならない。政府の薬物規制機関は、重度の疼痛や慢性疼痛を深刻かつ一般的な医療問題として認識する必要がある。鎮痛作用の必要性と、鎮痛剤の違法使用の可能性について、バランスを取りながら正しく対応する必要がある。健康である権利のもと、痛みを持つ人々は、モルヒネなどの効果的な鎮痛剤の投与を受けるといった正しい疼痛治療を受ける権利を有している。疼痛治療の拒否は、健康である権利を侵害し、医学的に倫理に反している。
10. 多くの国は、国民に対してオピオイド療法を提供するには十分な経済的、人的および流通資源を持っていない。したがって、健康である権利が侵害されていることを糾弾する前に、十分な疼痛治療が提供できない理由を明確にし、公にしなければならない。
11. 国際的および各国の薬物規制政策は、モルヒネやその他のオピオイド類といった痛みや苦しみを緩和する規制薬物が十分に提供されることによる疼痛緩和と、それらの規制薬物の誤用を防止することのバランスを取る必要がある。各国は、自らの薬物を規制する政策や法規を検証し、疼痛治療用の規制薬物を不要に制限するものが含まれていないことを保証する必要がある。不要な、あるいは、不均衡な規制が存在する場合、それらは、規制薬物が十分に提供されるように修正されなければならない。
12. 各国政府は、即応的な監視体制や、疼痛治療が不適切である場合に苦情を受け入れるためのプロセスなどといった、国の疼痛治療計画の進展および実施に対して必要な資源を提供する必要がある。

